港　湾　施　設　表

港湾法第2条第5項の港湾施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1号 | 水域施設 | 航路、泊地及び船だまり |
| ２ | 外かく施設 | 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 |
| ３ | けい留施設 | 岸壁、けい船浮標、けい船杭、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場 |
| ４ | 臨港交通施設 | 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート |
| ５ | 航行補助施設 | 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設 |
| ６ | 荷さばき施設 | 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋 |
| ７ | 旅客施設 | 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 |
| ８ | 保管施設 | 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設 |
| ８－２ | 船舶役務用施設 | 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）船舶修理施設並びに船舶保管施設 |
| ８－３ | 港湾情報提供施設 | 案内施設、見学その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設 |
| ９ | 港湾公害防止施設 | 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設 |
| ９－２ | 廃棄物処理施設 | 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。） |
| ９－３ | 港湾環境整備施設 | 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設 |
| 10 | 港湾厚生施設 | 船舶乗務員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設 |
| 10－２ | 港湾管理施設 | 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。） |
| 11 | 港湾施設用地 | 前各号の施設の敷地 |
| 12 | 移動式施設 | 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設 |
| 13 | 港湾役務提供用  移動施設 | 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水・給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両 |
| 14 | 港湾管理用  移動施設 | 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設 |